

社会福祉法人 南紀白浜福祉会
次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

育児休業取得率について、女性職員は100%を維持するとともに、男性職員は取得可能な風土を整える。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年 4月～ 法人内共有掲示板・ホームページ等を活用した行動計画を周知するとともに育児休業に関する制度の内容や男性の育児休業を促進するためのポスターを掲示する。
- 令和7年 4月～ 出産を控えた職員、妻の出産を控えた男性職員及び管理職に産休育休にかかわる諸制度等について個別説明をおこなう。
- 令和7年 6月～ 育児休業を取得した職員に、職場復帰に関する環境の整備状況について聞き取り調査を実施する。

目標2

年次有給休暇の取得率を平均55%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和7年 7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和7年10月～ 定期的に職員ごとの有給休暇取得状況を把握する。

以上